

令和7年度新学卒者等総合就職支援事業委託業務
企画提案仕様書

本事業は、国及び県の予算成立及び本事業に係る沖縄振興特別推進交付金の交付決定を前提としたものであり、予算成立及び交付決定後に効力を生じるものです。国会及び県議会において予算案が否決された場合、本事業の交付決定がなされなかった場合、又は交付決定額に変更があった場合は、契約を締結しないことがありますので、あらかじめご了承ください。

1 業務名 新規学卒者等総合就職支援事業委託業務

2 業務期間 契約締結の日から令和8年3月 31 日まで

3 目的

大学生等の新規学卒者の就職内定率や若年者の失業率の改善を図るため、個別就職相談や、企業との接触機会の創出など総合的な就職支援を行う。

4 企画提案上限額

本業務に係る提案上限額は、54,083 千円以内(消費税額及び地方消費税額を含む。)とする。

なお、提案上限額は、本業務の企画提案における提案価格の上限であり、実際の契約金額とは異なる。

5 委託業務内容

(1) 専任コーディネーター配置

県内の大学等7校に就職支援の専門家である専任コーディネーターを計7名配置し、個別就職相談等を実施する。

ア 資格、配置期間

(ア) 配置する専任コーディネーターは原則として、沖縄県キャリアセンター、ハローワーク等の就職支援を専門に行う機関における就職支援業務、大学等における就職支援業務を1年以上経験した者、その他民間企業等における人材育成または就職支援業務(単なるイベント業務の従事経験は除く。)を3年以上経験した者、またはキャリアカウンセラー、キャリアコンサルタント等の就職支援やキャリア支援関連の資格を持つ者などとする。

(イ) 専任コーディネーターは、原則として令和7年4月1日から令和8年3月 31 日までの

1年間配置することとする。配置校及び配置数については、下表のとおりとする。また、連絡調整等のため、配置期間中は、業務用の携帯電話等を専用に配付すること。

- (ウ) 専任コーディネーターの配置は、上記(ア)(イ)を基本とするが、配置校における学生の就職活動状況やそれに対する支援状況など様々な状況を踏まえ、沖縄県、配置校、受託者との協議により、一部変更することがある。

専任コーディネーター配置数

配置校	配置人数
琉球大学	1
沖縄大学	1
沖縄国際大学	1
沖縄キリスト教学院大学・短期大学	1
名桜大学	1
沖縄女子短期大学	1
沖縄工業高等専門学校	1

イ 業務内容

大学等における新規学卒者の就職支援に係る業務と連携を図り、大学等の特徴や要望等を踏まえ、基本的に次に掲げる業務を実施する。

なお、その他新規学卒者の就職内定率向上に繋がる業務があれば必要に応じて実施する。

(ア) 積極的な就職活動状況の把握

新規学卒者全体の就職活動状況、就職希望者や内定者数について積極的に把握するとともに、就職希望者には学校の就職支援担当課の利用を促し、支援する。

(イ) 個別支援の実施

新規学卒者、低年次の学生等に対して個別就職相談の他、履歴書・エントリーシート作成支援、面接対策等を実施する。

新規学卒者の支援者数は通年で、合計 630 名(専任コーディネーター1名あたり平均 90 名)以上とし、就職内定率は 82 %以上を目標とすること。

(ウ) 沖縄県実施事業の積極的な活用呼びかけ

沖縄県キャリアセンターの活用をはじめ、沖縄県が実施する就職に関連する事業について、学内で広く周知するなど、活用を呼びかけること。

(エ) 県内企業の情報や魅力発信

県内の様々な産業分野における人手不足の状況を踏まえ、学生等が県内企業の情報や魅力を知る機会の創出に努めること(沖縄県の所得向上応援認証企業や人材育成認証企業等の各種認証制度取得企業及び奨学金返還支援企業の情報を積極的に学生に伝えるなど)。

ウ 総括担当の業務に関すること

次に掲げる内容とする。

(ア) 専任コーディネーター業務の進捗管理等について

専任コーディネーターの進捗管理を行うこと。

専任コーディネーターの活動状況(日報)を取りまとめること。

就職内定率等(各月末時点)については10月以降毎月県へ報告すること。

その他雇用政策課が必要とする資料を作成し、報告すること。

(イ) 専任コーディネーター或いは大学等からの要望や意見等への対応について

専任コーディネーター或いは大学等から配置に関して、要望や意見等がある場合は沖縄県商工労働部雇用政策課に共有し、対応すること。

(ウ) 専任コーディネーターに対する研修について

支援スキルの維持・向上のため、年2回程度研修を開催すること。

研修内容については、その後の配置業務に資するものとし、事前に雇用政策課へ共有すること。

(エ) 企業情報の共有

後述の合同就職説明会・面接会等開催業務との間で県内企業の情報を共有すること。

エ 企画提案に当たっては、以下について明記すること。

(ア) 配置する専任コーディネーターの職務経歴、資格

(イ) 積極的な就職活動状況の把握について、どれくらいの期間、こういった手法で実施するのか。特に就職活動に消極的な学生に対してどのようにして支援につなげていくのか。

(ウ) 個別支援について、こういった手法で実施するのか、大学等との連携はどのように実施するのか、支援数(コーディネーター1人あたり平均90人以上)をどのように達成するのか。

(エ) 沖縄県実施事業の周知及びその他関係機関との連携について、周知方法、また

どのように沖縄県キャリアセンター利用に繋がるのか。

(オ) 県内企業の情報や魅力発信について、県内企業の情報収集方法、魅力を知る機会をどのように創出するか。

(2) 合同就職説明会・面接会等開催

大学生及び高校生等を対象とした合同就職説明会・面接会を開催する。

また、県内就職の促進を図るため、理工系学生向け企業説明会を開催する。

ア 参加企業の募集

(ア) これまでの参加申込み企業に加え、新規企業開拓を行うため、オフィシャルサイトを設け周知することや、チラシ、ポスター等を用いて積極的に広報を行うこと

(イ) 企業説明会については、上記(ア)に加え、前述の専任コーディネーター配置業務との間で県内企業の情報を共有し、また大学等から協力を得て、県内企業情報の収集を行い、広く参加企業を募ること。

イ 学生への周知

(ア) オフィシャルサイト、チラシ、ポスター等を用いて積極的に広報を行うこと。

(イ) 企業説明会については、上記(ア)に加え、専任コーディネーターと連携し、学校訪問による周知を行うこと。その場合必要に応じて大学等からの協力を得て、行うこと。

(ウ) 周知にあたっては、卒業年次以外の学生にも呼びかけを行い、広く参加を促すこと。

ウ 合同就職説明会・面接会等の企画運営

本業務事務局として、参加企業と学生のマッチングが向上するように企画運営方法を工夫すること。

合同就職説明会・面接会等に係る目標は参加学生数 750 人、通年で就職内定者 80 人とする(参加学生数の回毎の目標数値は表を参照)。

(ア) 実施回数等

合同就職説明会・面接会等は、次の表のとおり3回開催すること。

なお、開催時期については目安とし、より事業効果が高くなる時期を検討し、県と調整の上で変更することができる。

詳細な開催日時の決定に当たっては、県、沖縄労働局及び大学等が実施する他の就職イベントを勘案するほか、学校行事等についても配慮すること。

なお企画提案に当たっては、下記の条件を満たし、更に多くの企業が参加できる方法を検討し、提案すること。(より望ましい会場の選定、効率的な運営方法、オンライ

ン併用による多くの企業が学生との接触機会を得られる工夫など)

令和7年度は、沖縄労働局と沖縄県にて共同で開催することを予定している。実施にあたっては、県、労働局及び受託者と協議の上実施するため、以下の内容で提案を受けたものを、一部変更して実施する場合がある。

	対象企業、開催時期、参加企業数、 参加学生数目標等	対 象
合同就職説明会 ・面接会 (第1回目)	・県内企業 ・令和7年7月頃 ・100社程度 (その他) ・Web上での求人票掲載 ・参加学生目標数300人	大学生、短大生、 高等専門学校生 、専門学校生、卒業後3年以内の既卒生
合同就職説明会 ・面接会 (第2回目)	・県内企業 ・令和7年11月頃 ・100社程度 (その他) ・Web上での求人票掲載 ・参加学生目標数300人	高校生及び大学生、短大生、高等専門学校生、専門学校生、卒業後3年以内の既卒生
理工系学生向け 企業説明会	・県内企業 ・令和8年1月頃 ・30社程度 ・参加学生目標数150人 ※沖縄工業高等専門学校(名護市)の学内開催を想定	沖縄工業高等専門学校生

(イ) 参加企業の要件審査

合同就職説明会・面接会

参加する企業は、次の要件を満たしているものとし、参加企業を受け付けの際に要件審査を行うこと。

- ・ 令和8年3月新規学卒者を対象とした求人票を管轄の公共職業安定所に提出し、内容の確認を受けていること。

※理工系学生向け企業説明会においては、令和9年3月新規学卒者を対象とした採用を予定していること。

- ・ 新規学卒求人の雇用形態が正社員又は準社員であること。なお、準社員は無期雇用であることが必要。また、有期雇用である場合は、契約更新可能であり、

且つ、「正社員登用制度あり」が新規学卒求人票に明記されていること。

- ・派遣求人、パート求人等ではないこと(アルバイト、嘱託職員、非常勤職員でない求人であることを含む)。
- ・労働保険及び社会保険に加入していること。
- ・労働基準法等の労働関係法令に違反のないこと。
- ・前年度、内定取消や、入職時期繰下げを行っていないこと。
- ・その他、雇用政策課が課す要件に反していないこと。

(ウ) 参加企業の選考

雇用政策課による参加企業の選考が円滑に行うことができるように、選考に必要な資料や求人票等を作成し、提出すること。

(エ) 求人データ作成・配布

合同就職説明会・面接会では、求人票の一覧をデータで作成し、Web 上で公開すること。

(オ) 運営

- a 参加する学生等が会場にスムーズに入場できるようにすること。
- b 会場レイアウトは、参加する企業の要望も踏まえ、かつ学生が分かりやすいものとする。
- c 参加した学生が就職相談できるよう別途ブースを設けること。
- d 面接・筆記試験用のブースを別に設けるものとする。
- e 参加企業のブースについては、パーティションによって仕切り、全ブースにおいてパソコン及びプロジェクターが使用可能となるように電源を確保すること。
- f 職場環境及び人材育成関係等の各種認定・認証制度の周知を図るため、認定・認証企業については、認定・認証企業であることの表記などを行うこと。

(カ) 来場者数等

合同就職説明会・面接会等の終了後、速やかに来場者数及び参加企業数について雇用政策課に報告すること。Web 上での求人票掲載についても、その閲覧者数について同様とする。

成果報告書においては、来場者数、各ブース訪問者数、面接者数及び内定者数を、学校毎及び高校生・大学生等別、業種別などの分類別に分けて集計し、雇用政策課へ報告すること。

また、大学生等の内訳については、外国人留学生の参加者数等がわかるよう記載すること。

併せて、集計結果を踏まえた各種課題を抽出し、雇用政策課へ共有し、改善に向け取り組むこと。

(キ) アンケート

参加企業及び来場者の双方に対し、アンケートを実施しその回収率を高める工夫を行い、終了後、速やかに県に提出すること。アンケート結果については、内訳として高校生・大学生等に分けての集計を行うこと。

(ク) 事前調整

上記については、実施前に実施内容、配布資料等について雇用政策課と事前調整を行うこと。

(ケ) 県事業との連携

参加企業については、沖縄県キャリアセンターが運営する求職者向け中小企業情報サイト「おきなわ企業ナビ」への掲載勧奨を行うこと。

エ 企画提案に当たっては、以下について明記すること。

なお、理工系学生向け企業説明会(沖縄高専で開催するもの)については、学校との調整を踏まえて進めていくことから、下のことについては、それ以外の合同就職説明会・面接会について明記すること。

(ア) 開催時期及び実施場所

(イ) 参加企業の募集方法

(ウ) 学生への周知方法

どのように周知を行い、より多くの学生が会場に足を運ぶ工夫を行うのか。

(エ) 参加企業と学生とのマッチングが向上するようにどのように運営方法を工夫するのか。

(オ) 実施体制

(3) その他

上記以外で、事業目的に沿った効果的な提案がある場合は、積極的に提案しその理由も含めて記載すること。

(4) 引き継ぎについて

本業務に係る契約の終了後、他者に業務の引き継ぎを行う必要が生じた場合には、利用者の利便性を損なわないよう必要な措置を講じ、円滑な引き継ぎに努めることとする。具体的な内容については、受託者と県の協議によることとする。

(5) 連携協力について

事業実施にあたっては、事業効果を高めるとともに、本県雇用情勢の改善に向け相乗効果が得られるよう、県が実施する他の事業や、市町村、沖縄労働局、その他就職支援機関等と

連携、協力すること。

(6) 雇用対策に資する情報提供

本業務を行うことで得られた、県内企業の動向、生産性向上や正規雇用拡大に関する共通課題、要望等、今後の雇用対策を構築する上で基礎となる情報は、随時雇用政策課へ提供すること。

6 活動指標及び成果指標

活動指標・成果目標については、以下のとおりとし、達成にむけて創意工夫を凝らすこと。

(1) 活動指標

活動量及び活動実績について、以下の通り指標を定め、活動状況を見極めることとする。

	活動指標	目標値
専任コーディネーター配置業務	支援学生数	630 人
合同企業説明会・面接会等開催業務	参加者数	750 人

(2) 成果指標

本事業を実施することで、新規学卒者の就職内定率や若年者の失業率の改善に向けた取り組みを支援し、就職内定率向上を図る目的としていることから、以下の通り指標を定め、事業実施により得られた効果の検証を測ることとする。

	成果指標	目標値
専任コーディネーター配置業務	内定者数(注1)	520 人
合同企業説明会・面接会等開催業務	内定者数(注2)	80 人

(注1) 専任コーディネーターが支援した学生のうち内定を得た学生の数进行。

(注2) 合同企業説明会・面接会において、説明や面接を受けた企業から、その後、内定を得た者の数进行。

7 委託業務の経理

本業務は、業務完了時に、契約額の範囲内で、業務の実施に要した経費を精算するものであるため、次の事項に留意して経理を行うこと。

- (1) 委託業務が完了した際には、経費報告書を提出すること。
- (2) 委託業務に係る支出には、全て、支出額、支出先、支出目的を明らかにする証拠書類（領収書や納品書等、人件費については出勤簿や業務日誌等）が必要であり、精算の際には県がそれらの証拠書類を検査した上で支払うものであること。
- (3) 委託業務に係る経費については、会計帳簿を備え、他の業務と明確に区分して記載す

るとともに、常に状況を明らかにしておくこと。

- (4) 委託業務に係る支出の証拠書類及び会計帳簿は、委託業務が完了した年度の属する翌年度から5年間、いつでも閲覧に供せるよう整理し保管しておくこと。
- (5) 委託料の支払いについては、精算払いを原則とし、必要に応じて概算払いに応じるものであること。ただし、概算払いを希望する場合は、年間の事業計画に即して概算払請求計画書(様式任意)を作成し、契約締結までに県に提示すること。
- (6) 委託業務の実施に当たって、財産の取得は原則として認めない。
- (7) 自社調達利益の排除について

対象経費に受託者の自社製品の調達等に係る経費がある場合には、調達価格に含まれる利益を排除する必要があることから、自社調達を予定している場合はその内容を明らかにし、原価(当該調達品の製造原価など※)をもって対象経費に計上すること。

8 成果物

- (1) 成果報告書 2部(正本1部、副本1部)及び電子データ
業務による成果を明らかにするための報告書を作成すること。
- (2) 経費報告書 2部(正本1部、副本1部)及び電子データ
業務に要した経費を明らかにするための報告書を作成すること。
- (3) 本業務により得られた成果物、資料、情報等は、委託者の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、漏えいしてはならない。
- (4) 業務完了後に、受託者の責に帰すべき理由による成果物の不良個所があった場合は、速やかに必要な訂正、補正等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- (5) 成果物の著作権及び所有権は、沖縄県に帰属するものとする。ただし、本業務に当たり、成果物は公開を前提としており、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の費用をもって処理するものとする。
- (6) 成果物に係る著作者人格権を行使しないこと。

9 再委託の制限

- (1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。

また、以下の業務(以下「契約の主たる部分」という。)については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

○契約の主たる部分

契約金額の 50 %を超える業務

企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務

(2) 再委託の相手方の制限

本業務の企画競争型随意契約参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

(3) 再委託の範囲

本業務の履行に当たり、委託先が第三者に委任し、又は請負わせることのできる業務等の範囲は以下のとおりとする。

○再委託により履行することのできる業務の範囲

- ・チラシ、ポスター等広報物の制作
- ・資料の収集、整理
- ・複写、印刷・製本
- ・原稿・データの入力及び集計
- ・その他単純作業的な業務であって、容易かつ簡易なもの

(4) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。

○その他簡易な業務

- ・チラシ、ポスター等広報物の制作
- ・資料の収集、整理
- ・複写、印刷・製本
- ・原稿・データの入力及び集計
- ・その他単純作業的な業務であって、容易かつ簡易なもの

10 情報セキュリティポリシーの遵守

事業専用サイトで取り扱うデータ、システム構成情報等の情報資産及びシステムを構成する機器について、適切な管理及び有効活用を図るため、沖縄県情報セキュリティ基本方針、沖縄県情報セキュリティ対策基準(以下「情報セキュリティポリシー」という。)及び実施手順書を

遵守するものとする。

また、業務の遂行にあたって、情報セキュリティポリシーに定める事項が遵守できる体制を整え、情報セキュリティポリシーの遵守に関して従業員に教育を実施するものとする。

11 その他

- (1) 本仕様書の内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合がある。
- (2) 県と協議の上、業務を実施するものとし、選定された企画提案の内容のすべてを実施することを保証するものではないこと。
- (3) 本仕様書に定める事項について生じた疑義又は定めのない事項については、県及び受託者で協議の上、定めるものとする。

